

災害時要援護者支援事業（事業内容）

健康福祉部地域福祉課

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者対象者のうち、個人情報提供に同意された方の情報を、市が地域の避難支援組織(民生委員・児童委員連合会、届出のあった自治会やマンション管理組合など)に提供することで、実際に災害が起きた時、地域の中で安否確認や情報提供などの支援がスムーズに受けられるようにするための制度。

宝塚市の災害時要援護者対象者

- ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持する方
- ② 療育手帳を所持する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方
- ④ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護 3～5 と認定された方
- ⑤ 生命維持に必要な医療ケアを受けている方（人工透析を受けている方等）

※いずれも施設や病院に長期に入所・入院されている方を除く